

いじめ防止基本方針

- 「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)
- (学校いじめ防止基本方針) 第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本法を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

* 国公立私立を問わず、小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校(幼稚部を除く。)は、できるだけ早い時期に、「学校基本方針」を策定する。
- (学校におけるいじめの防止等の対策のための組織) 第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止策のための組織を置くものとする。
- 「学校基本方針」に必要なのは、「いじめの防止」(未然防止のための取組等)に始まり、「早期発見」(いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等)、「いじめに対する措置」(発見したいじめに対する対処)までの一連の内容である。
- いじめの定義** 第2条

「いじめ」とは、本校に在籍している児童生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめを未然に防止するために

<児童生徒に対して>

- ・児童生徒一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級学部の一員として自覚できるような学級学部づくりを行う。また、学級学部のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業を行い、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童生徒が持つようさまざまな活動の中で指導する。

<教員に対して>

- ・児童生徒が思いやりの心や命の大切さを育む教育や学級学部指導に充実を図る。
- ・「いじめは決して許されない」という姿勢を教員が持ち、児童生徒の一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・児童生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。

<学校全体として>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめ防止対策委員会において、児童生徒や保護者アンケートの作成を検討し、教職員全体でいじめの問題に取り組む契機とする。

<保護者・関係機関・地域に対して>

- ・児童生徒が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することを依頼する。
- ・関係機関、地域からの情報提供及び情報の共有化、連携を図る。

2 「いじめ」の早期発見・早期対応について

<早期発見にむけて…「変化に気づく」>

- ・児童生徒の様子を担当をはじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童生徒には、教師は積極的に声かけを行い、児童生徒が安心感を持てるようにする。
- ・アンケート調査等を活用し、児童生徒の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していくこととする姿勢を示して、児童生徒との信頼関係を深める。

<相談ができる…「誰にでも」>

- ・いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを伝えていく。
- ・いじめられている児童生徒や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童生徒の悩みや苦しみを受

け止め、児童生徒を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。

- いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

<早期の解決を…「傷口は小さいうちに」>

- 教員が気づいたあるいは児童生徒や保護者が相談にあった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。

3 いじめ防止対策委員会の設置

構成メンバー

校長、副校長、学部主事、生徒指導主事、養護教諭、学校評議員、生徒指導部、(主治医)

役割

- 本校におけるいじめ防止等の取組に関すること。
- 相談内容の把握、児童生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関すること。
- いじめアンケートの検討、実施、分析に関すること。

4 いじめの認知に関わる基準

基準1 児童や生徒どうして解決が見込まれるもの

(行った人はいたずら／やられた人がいじめと思っている場合で、友達同士の話し合いで解決できたもの)

基準2 教師の介入・指導で解決が図られるもの

(行った人はいたずら／やられた人がいじめと思っている場合で、先生の注意や先生と一緒に友達同士で話し合うことで解決できたもの)

基準3 教師の指導後も観察が必要で、適時介入・指導が求められるもの

(行った人はいたずら／やられた人がいじめと思っている場合で、現在も必要に応じ、先生の注意や先生と一緒に友達同士での話し合いを必要とするもの)

基準4 教師の指導後も十分な配慮が必要で、継続して介入・指導が求められるもの

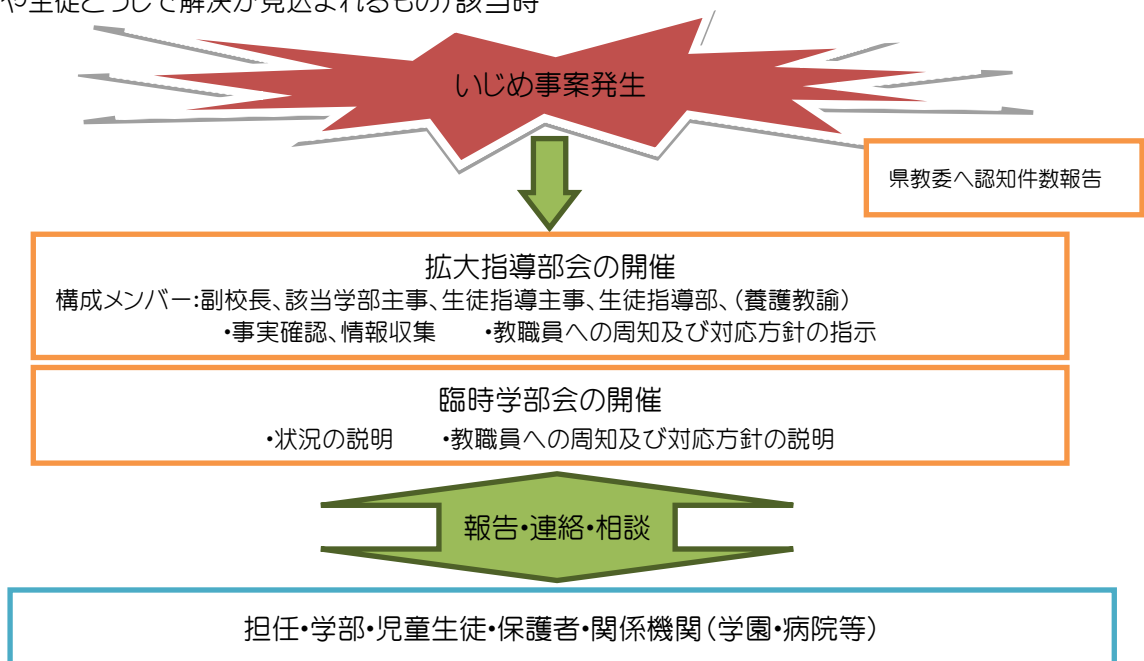
(行った人・やられた人共にいじめだと思っている場合で、注意や話し合いでも改善されていないもの)

基準5 行為が悪質で重大事案となりうるもの

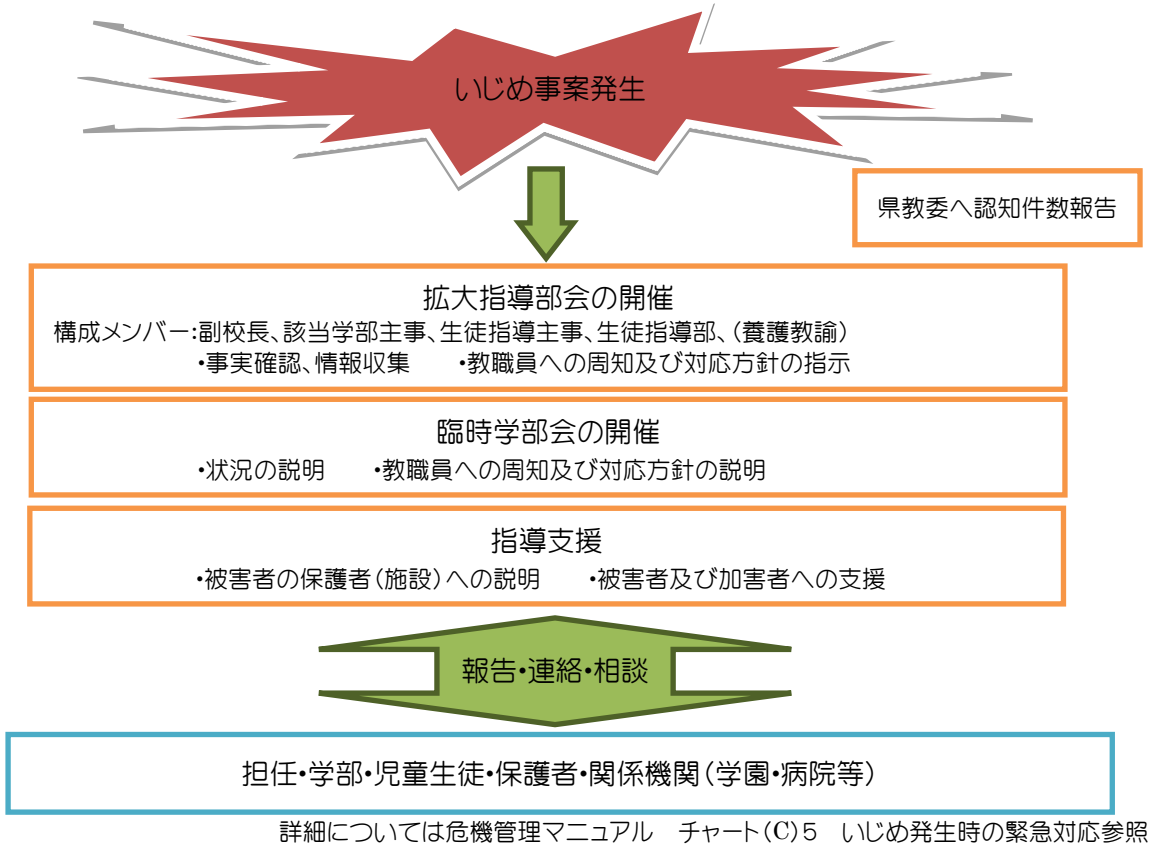
(児童生徒が自殺を企図した場合 身体に重大な障害を負った場合 金品に重大な被害を被った場合
児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合)

5 いじめ事案認知時の具体的対応

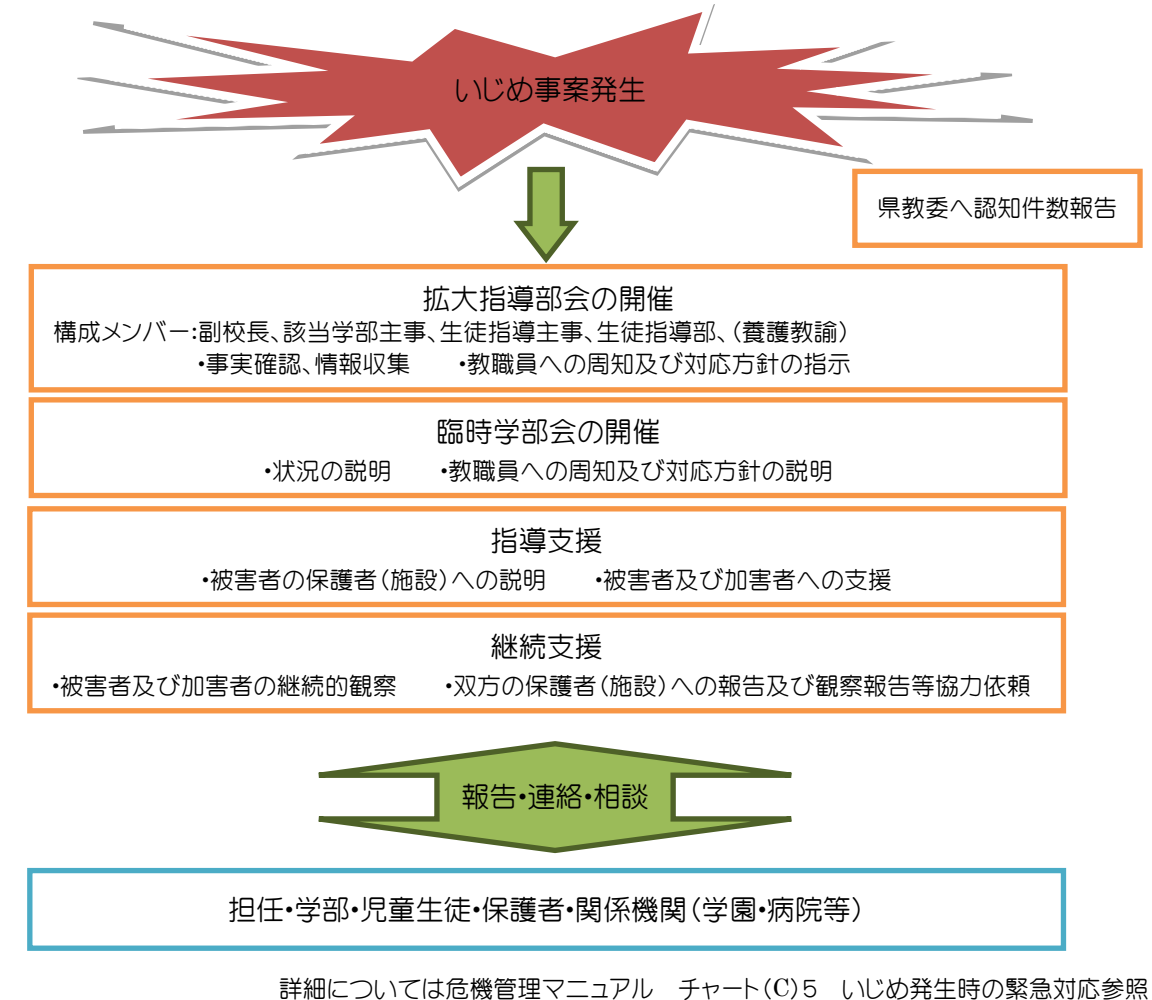
基準1(児童や生徒どうして解決が見込まれるもの)該当時



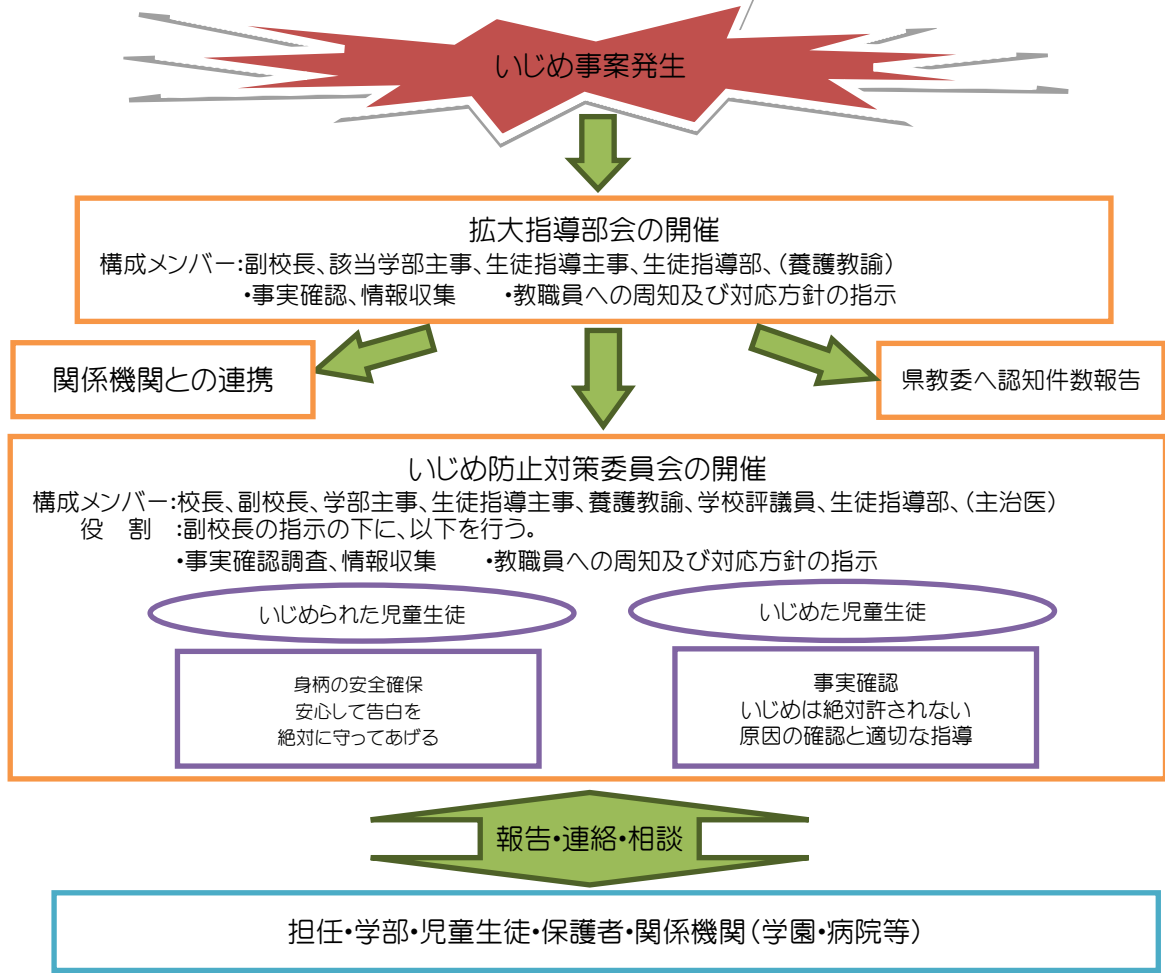
基準2(教師の介入・指導で解決が図られるもの)該当時



基準3(教師の指導後も観察が必要で、適時介入・指導が求められるもの)該当時



基準4 (教師の指導後も十分な配慮が必要で、継続して介入・指導が求められるもの) 該当時



基準5 (行為が悪質で重大事案となりうるもの) 該当時

